

最高裁秘書第2980号

令和6年10月31日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和6年10月24日に答申（令和6年度（最情）答申第12号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情）諮問第9号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年4月26日（令和6年度（最情）諮詢第9号）

答申日：令和6年10月24日（令和6年度（最情）答申第12号）

件名：最高裁判所裁判官による外国司法事情研究のための外国出張において利用しているファーストクラスのサービス内容が書いてある文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

最高裁判所裁判官による外国司法事情研究のための外国出張において利用しているファーストクラスのサービス内容が書いてある文書（令和4年度以降に取得したもの）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は、作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和6年3月22日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 最高裁判所において、本件開示申出文書を探索したところ、存在しなかった。
- ファーストクラスのサービス内容は、航空会社のホームページに掲載されており、最高裁判所裁判官が外国司法事情研究のために外国出張する際にも、当該ホームページを閲覧して参照すれば足りることから、最高裁判所において、ファーストクラスのサービス内容が記載された文書を作成又は取得する

ことはしていない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年4月26日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月20日 審議
- ④ 同年10月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書を保有していないことが合理的である理由として、ファーストクラスのサービス内容は、航空会社のホームページに掲載されており、最高裁判所裁判官が外国司法事情研究のために外国出張する際ににおいても、当該ホームページを閲覧して参考すれば足りる旨説明している。上記説明に特段不合理な点はなく、本件開示申出文書を作成し、又は取得する必要があるとは認められない。
- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸雅子

委員 川神 裕